

(例) 所得区分が『一般Ⅱ』世帯の場合で、夫婦でそれぞれ外来受診がある場合  
※ 令和7年9月30日までの配慮措置を用いた計算をしています。

A病院(外来) 2割負担が4,000円の場合(総医療費20,000円)

夫	一部負担金
	4,000円

B薬局(外来) 2割負担が3,000円の場合(総医療費15,000円)

夫	一部負担金
	3,000円

C病院(外来) 2割負担が30,000円の場合(総医療費150,000円)

妻	一部負担金	限度額を超えた12,000円は 広域連合から医療機関等へ 直接支払われます
	18,000円	

D歯科(外来) 2割負担が5,000円の場合(総医療費25,000円)

妻	一部負担金
	5,000円

外来については個人ごとに支給額を計算します。

夫の限度額の計算

$$6,000円 + (35,000円(夫の総医療費の合計) - 30,000円) \times 10\% = 6,500円$$

**18,000円より低い金額となるため、6,500円が限度額となります。**

夫の支給額の計算

$$\text{夫: } 7,000円(一部負担金合計) - 6,500円(外来自己負担限度額) = 500円が高額療養費として支給されます。$$

一部負担金 7,000円	—	自己負担限度額 6,500円	=	高額療養費として支給 500円
-----------------	---	-------------------	---	--------------------

妻の限度額の計算

$$6,000円 + (175,000円(妻の総医療費の合計) - 30,000円) \times 10\% = 20,500円$$

**18,000円より高い金額となるため、18,000円が限度額となります。**

妻の支給額の計算

$$\text{妻: } 23,000円(一部負担金合計) - 18,000円(外来自己負担限度額) = 5,000円が高額療養費として支給されます。$$

一部負担金 23,000円	—	自己負担限度額 18,000円	=	高額療養費として支給 5,000円
------------------	---	--------------------	---	----------------------